



【若かりし頃の頼朝と政子像】
静岡県伊豆の国市 蛭ヶ小島公園

いであるようなもので、いかにも直情型の義盛らしい話である。これには周囲も

「房総」千葉介 常胤を生んだ地④

常胤さん日常(2) 「男女関係」

鎌倉時代で美女というのは女性の召使いのことを指す。では、本来の美女はなんと呼ばれたかというところ、吾妻鏡にはただ「力所」当世無双の美人也」と書いてあるだけで、あとは「面貌宜しき」とか「貌殆と殊妙なり」と形容していて、これはこの時代の一つの特徴でもある。頼朝の愛人「亀の前」は「顔貌の細やかなるのみならず、心操せ殊に柔和なり。」と男心をくすぐるような書ききょうで、こんな可愛らしい女性だったから政子も余計に怒ったんだなあ……などといついで空想してしまふ。今回はちよつと艶っぽい話から連載は始まる。



多賀譲治 プロフィール

多賀歴史研究所代表・元玉川大学教育博物館研究員。フィールドワークを重視した歴史研究を続け、NHKをはじめとした歴史番組の時代考証、新聞への連載、講演会などの活動を行っている。玉川大学・学園に設置された「鎌倉時代の勉強しよう」は鎌倉時代のWEB学習ページとして国内最大のもので、学校教育に限らず鎌倉時代に興味ある人にとって役立つ。著書に「知るほど楽しい鎌倉時代」(理工図書)などがある。

婚姻は婿入り婚

女性に関する言葉では他に「青女」というのがあって、こちらは若い人妻のことを指す。「あいつ青いなあ……」の青である。未熟なとか世馴れないと言う意味である。その青女に関する話を一つ。承元三年十二月十一日(1209)鎌倉の辻でちよつとした騒ぎが起る。

美作朝親と橘公業という御家人同士が妻女をめぐるの合戦になるという。野次馬もたくさんいたようだ。そもそもの発端は若くてきれいな朝親の奥さんが、隣に住む公業と知らない間に出来てしまったことにある。月の美しいある夜、家を出た妻女が公業の家に入り、そのまま数日にわたり泊まったと吾妻鏡には書いてある。おさまらないのが朝親である、一族郎党をかり出して公業と渡り合った。公業とておめおめとやられるわけにはいかないので、これも一族郎党をかき集めた。この時、仲裁に入るべき侍所の別当和田義盛が公業側について騒いでいたというところが面白い。今で言えば警視總監が渦中において騒いでいるようなもので、いかにも直情型の義盛らしい話である。これには周囲も

あきれ果て、生真面目な將軍(実朝)は怒ったと記録されている。結局喧嘩は間に入った北条時房の仲介によって収まり、件の若妻は何もなかったかのように朝親の家に戻って以後はうやむやとなつてしまった。

この後に「御成敗式目」によって密通(不倫)が罪であることが明文化された。御家人同士の痴話喧嘩や騒動は、幕府を支える御家人制度の根幹を揺るがしかねないからである。ちなみに当時密通のことは密懐と言われていたが、言葉としてはこちらのほうが実感が湧いてドキドキする。

この頃まで、日本の婚姻形態は「婿入り婚」と呼ばれ、男の方が女性の家に通い、女性は複数の男性を品定めして婚姻が成立した。男も複数の家を回るのでお互い様だが、結果的には男性は女性のところへ転がり込んで、平安時代に「この世をば我が世とぞ思ふ……」などと豪語した藤原道長も実は奥さんの家にいたというわけである。

夫婦と言えど財産は別々

貴族や武士、あるいは余裕のある庶民男性は側室(妾)を持つのが一般的で、武士の場合は三人まで娶ることが認められていた。無論それより多い人もいたわけ

で、密懐にさほど抵抗感がないのもこうした理由によるところが大きい。ところが、鎌倉時代の少し前から関東あたりでは「嫁入り婚」になりつつあり、北条政子も嫁として頼朝のところへ嫁いできた。彼女は父親の反対を押し切つて頼朝のところへ飛び込んでいった女傑でもあるので、「この家を守るのは私」しかない。だから、夫が他に女性を持つことなど到底許せなかった。一方、京都育ちの頼朝さんはどうしてもそこが理解できなかった。なので、愛人亀の前とのことが

露呈した後もせつせと他の女性に恋文を送っていた。千葉介常胤の奥さん円寿院殿も秩父氏から嫁いできた人である。当時の常識から考えれば、常胤さんにも何人かの側室がいたはずだが、詳しいことは分かつていない。

ところで当時の男女が同等の権利を持っていたというのを読者はご存知であろうか。結婚するときに起請文という契約書を必ず取り交わし、互いの財産権を犯さないこと、万一離婚の際は領地の一部を分与することなどが決められていたのである。貞永元年(1232)に制定された武士のための法律「御成敗式目」全51箇条の中には御家人は所領の半分を没収する。所領がない場合は遠流にする。相手方の人妻も同じく所領の半分を没収しない場合は遠流とする。」とあり、男女がまったく同じ扱いであることがわかる。

しかも女性が所領を持っていたことさえも……この権利は側室(妾)も同じであり、後世の旦那様とお妾さんのような後ろめたさは全くない。

男女同権のご成敗式目

式目には妻が不貞をしていたことが発覚した場合起請文で契約した領地や屋敷を離婚後であっても取り返すことができるという条文もあった。早速これに目をつけ離婚した妻の不貞を訴え領地返還を求めた御家人が現れた。調査により虚偽がばれ、更に多くの土地を元の妻に与えなければならぬ羽目になった。いつの時代にも法律を逆手にとってケチなことを考える御仁がいるということで、吾妻鏡にはそのあたりがリアルに書いてあつて面

白い。近世への過渡期に日本に赴いた宣教師ルイス・フロイスは「日本覚え書き」の中で、当時の日本社会では……

(夫婦の財産は共有ではない。それぞれが財産を持ち、妻が夫に高利で貸し付けることもある。)と書き残した。江戸時代に始まった男尊女卑の思想は、女性の権利を民法で制限した明治時代に頂点に達し敗戦まで続いたが、それ以外の長い日本の歴史の中で男女は同権だったのである。もちろん、鎌倉時代もそうした時代であった。朝親の奥さんが何食わぬ顔で家に戻つたのもこうした社会的な背景があつたればこそこの話である。

円寿院殿も父親の秩父重弘から所領を分与されていて、出家後も常胤さんからの分与もあり経済的に困ることはなかった。静かに余生を送っていたらうし、密懐など穏やかならざることも無かつたであろう。だが、ある時は自立した考えや行動をとっていたこともあつたはずで、夫妻の間柄はどのようであつたのだろうか……想像は尽きないが、千葉介常胤ご夫妻が生きていた当時の社会はこのような男女関係の上に成り立っていたのである。

一番身近なITパートナー OA機器・測量器のことなら



本社 千葉市中央区都町2-19-3 TEL 043-231-2351 サービス拠点 27拠点(千葉・東京・茨城)